

令和7年度 開催のお知らせ（予約制）

年末調整個別指導

令和7年度の源泉所得税納期特例における下期分（7～12月）の納付期限は1月20日（火）です。納付書作成等に関する指導会を下記のとおり開催致します。

対象者

納期特例を利用している
佐原税務署管内事業者

場 所

佐原商工会議所（香取市佐原イ525-1）

日 時

1月13日（火）～16日（金）

9：30～16：00（12:00-13:00除く）

1事業者30分程度

注意事項

- ・納付額が0円の場合でも税務署への報告が必要です。
- ・初日と最終日は混雑が予想されます。
- ・その他の届出書を提出される方はマイナンバーが確認できるものと本人確認書類をお持ちください。
- ・基礎控除の見直しに伴い、給与以外の少額所得（20万円以下で確定申告不要な所得）がある場合も、基礎控除の判定のために合算する必要があります。従業員が確定申告しない場合は、少額所得金額を確認してください。
- ・住宅通勤手当の非課税限度額の改正があり、令和7年4月まで遡及適用します。交通費の課税内訳を確認するため、給与明細等をお持ちください。

当日にご持参いただくもの

1. 必ずご持参いただくもの

- ・ 納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）
※未記入のもの及び直近1年以内に納付又は税務署に提出したものの控え
- ・ 前年度作成した申告書一式（源泉徴収簿等）
- ・ 事業主の「マイナンバーが確認できるもの」
- ・ 各従業員の「扶養控除等（異動）申告書」
- ・ 各従業員の「基礎控除申告書」
- ・ 各従業員の「配偶者控除等（兼定額減税）申告書」
- ・ 各従業員の「源泉徴収簿」及び「給与明細書等」
- ・ 各従業員の「マイナンバーが確認できるもの」

2. 該当者のみご持参いただくもの

- ・ 給与支払報告書総括表（市町外従業員を雇用している場合）
- ・ 各従業員の「保険料控除証明書」
- ・ 各従業員の「住宅借入金等特別控除申告書」
- ・ 各従業員の「国民健康保険料の年額がわかるもの」
- ・ 各従業員の「各種控除証明書」（生命保険や地震保険等）
- ・ 各従業員の配偶者・扶養者の年間収入がわかるもの
- ・ 扶養親族等の「マイナンバーが確認できるもの」

ご予約は右記フォーム
よりお願い致します



指導担当：千葉県税理士会担当税理士

主催：佐原商工会議所、一般社団法人香取青色申告会

後援：千葉県税理士会佐原支部、香取市商工会、
東庄町商工会、多古町商工会、神崎町商工会

佐原商工会議所

☎0478-54-2244

(一社)香取青色申告会

☎0478-54-5041